

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成28年4月8日（金）13:34～14:14

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

岩井 卓也 仙台国際空港株式会社代表取締役社長

宮越 敦史 前田建設工業株式会社事業戦略本部コンセッション部

<内閣府>

福田 隆之 内閣府大臣補佐官

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 東北3県の数次ビザ緩和について

3 閉会

○藤原次長 早速、始めさせていただきます。本日の国家戦略特区のワーキンググループは、八田座長、原委員にお出でいただきまして、また官房長官補佐官の福田様にも今日は御臨席いただいております。

3月25日でございましたけれども、産業競争力会議の点検会合、PPP/PFI等の関係で、村井宮城県知事と、今日お越しの岩井社長ほかから御提案を頂戴いたしまして、仙台空港は民営化第1号でございますけれども、そのための必要な規制緩和の項目というものがあまして、当然各省庁に直接ぶつけていただく部分と、特区で特に検討を深めるべきであるという部分といくつか分かれておりまして、特に後者につきましては、竹中主査、競争力会議の主査でいらっしゃいますけれども、よく特区サイドと連携をしながら規制改革を実現するというお話でございましたので、まずは、今日は簡単に御提案を頂戴した上で、早速、後半は13時50分ぐらいからになります。関係省庁にもお出でいただきまして、外務省、法務省、観光庁、警察庁とビザの問題につきまして、特に御議論を深めていただ

く形にしてまいりたいと思います。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○岩井社長 それでは、私どもが御提案申し上げております「『新しい空港』の実現」とそのための課題」でございます。

空港民営化は交流人口の増加と産業の振興ということで、地域の活性化を図ることが目的だということでございまして、本日、大目的のところは割愛してございまして、私どもがつくりたい空港とそのための規制緩和要望というところに焦点を当ててございます。

また、スケジュール感から申しますと、2月1日に既存のターミナルビル会社の経営権を取得いたしまして、乗り込んだばかりでございまして、7月1日に滑走路も含めて全面的に運営を開始するというところでございますので、準備が間に合っているところのみということで、本日は御容赦いただければということでございます。

ターミナルビルの改修が、本日の主なテーマでございます。本業と言ったらおかしいですが、もちろん新しいエアラインの路線誘致も並行して進めておりまして、新しい国際線の路線ですが、順調に行けば、今週一つ獲得して発表できるということで、少しずつ成果が出てきておりまして、大変私どもは嬉しく思っているというタイミングでございます。

私どもが目指す「新しい空港」でございしますが、待ち時間が少なくスムーズに空港で手続が済ませられる、そういった手続に要する時間をなるべく極小化して、出発の直前まで飲食ですとか買い物を楽しめることが、お客様のためにはいいのではないかと。それから、慌ただしい旅行でも免税品が買いやすいとか、インバウンドのお客様が来やすいですとか、そういったものを目的としております。

動画を御用意いたしましたので、それを御覧いただいてイメージを見ていただければと思います。

(動画上映開始)

○岩井社長 これは空から見た仙台空港の空撮でございまして、一旦現状の姿を描いております。ピア棟と言っていますが、少しターミナル棟を増築したり、立体駐車場ですとか、新しい事務所棟なども計画をしております。それに合わせまして、内装のやり替えも考えております。

これは駅からつながって出発ロビーに入ったところでございますが、商業エリアは大規模改修しようと思っております。

○八田座長 旅客数は何人ぐらいなのですか。

○岩井社長 年間300万人強でございます。これを30年間でほぼ倍にしようという計画にしております。

この保安検査場も能力をアップして拡張してあります。

これはエアサイドと言いますけれども、保安検査後の出発ラウンジでございまして。これにもぎわいをぐっと出そうということで、出発ラウンジ検査後に店舗の空間をたくさん配りたいと

考えております。

国内線のセキュリティを通ってから国際線のセキュリティをもう一回通っていただいて、内外で基準が違いますので、そこから出国検査をするというレイアウトを考えております。

御覧のように、今はばらばらに国際線、国内線となっているわけですが、これを国内線の商業空間を通った上でというものと、国際線に直にというショートカットのものとを二つ造ろうという計画にしております。

これは到着の動線です。ここに到着免税店を造りたいと考えております。

(動画再生終了)

○岩井社長 お手元のペーパーにお戻りいただきまして、こういったイメージを実現するために、「実現のための課題」と書いてございますが、6点の規制緩和要望を挙げてございます。

CIQ施設、あるいはCIQの体制のフレキシブル化、エアサイド等の店舗に関する規制、到着エリアでの免税店出店、航空灯火の使用可能製品の拡大、制限区域内で工事をするときの時間制限の緩和、東北3県数次ビザの緩和という6点でございます。

このうち、4点目と5点目については、航空局の中で議論ができる話だということで、基本的にはできる話になっていますよという前提で議論をさせていただいておりますので、本日はごく簡潔にとどめまして、そのほかの4点について御説明を申し上げます。

まず、「CIQ施設、体制のフレキシブル化」でございます。将来の海外旅客の増加に備えて、CIQの迅速化、それから、体制のフレキシビリティを強化したいということでございます。

今、年間300万人の利用客数のうち、国際線は15万人足らずでございます。私どもの事業計画では、これを5年間で3倍の45万人、30年後には115万人という計画を立ててございます。これは、アジアのGDPは日本のGDPよりもはるかに成長を続けておりますので、航空需要がGDP連動で伸びるといことからしますと、ある意味、素直に計算するとこうなってしまうというものでございまして、今の公務員の定員の制度ですとか、そういったものを考えたときにどうしたらいいのかという悩みを持っているということでございます。

現状のレイアウトが御覧のものでして、ピンクの保安検査場と出国検査場を下のほうから通っていくことになっております。これを拡張いたしまして、下から上がってくるものと、左側から入ってくる動線とデュアルにして、大幅に拡張しようということを考えております。さらに、青の破線で示しておりますけれども、さらなる将来的な拡張の余地も残しておこうということでございます。

現状の問題点ですが、CIQの施設については、今、国が区分所有権を持っておりまして、これを色々いじることが私どもの裁量ではできないということでございまして、かつ、財務省、法務省、農林水産省、厚生労働省、それから、窓口の国土交通省という5省庁にまたがっております、なかなか普通にやっていくと難しいということでございます。

2点目は、先ほど申し上げた頭数というか、出面の問題でございます。次のページでござ

ざいますが、この建物の区分所有権を運営権者に移転することをお考えいただけないかということ、入国検査、出国検査の体制について、地方委託ないし民間委託が考えられないかということをお提案申し上げております。これは宮城県ともお話をしております、地方委託が可能になれば、宮城県で頑張るよというお話もいただいているということでございます。

次に、「エアサイドの店舗に関する規制」でございます。旅客が保安検査の通過に要する時間が不安だということで、あるいは、あまり快適な空間ではありませんので、現状のランドサイド主体の商業エリア構成では、中々お客様の気持ちが解放されないということが問題だと考えております。海外では、エアサイド主体の商業エリアは通常でございます、この辺が何とかならないかと考えているものでございます。

次のページは、オーストラリアのゴールドコーストの空港でございますが、御覧のとおり、皆さん大きな荷物を預けた後、非常にカジュアルな形でこういった飲食を楽しんでおられるということで、この空港では飛行機に乗らない一般の方もセキュリティチェックを受けることでこの中に入れるという仕組みを取っております。図面でございますが、この図の下のほうから赤い矢印でセキュリティチェックを通過して入ってくるわけですが、飛行機の絵が上のほうに書いてありますが、旅客はそのまま搭乗していく。旅客でない方は、その図の左側のほうに緑の矢印が下向きに書いてあるかと思いますが、その専用の退場出口を通過して出ていく。そのエアサイドの空間に何人いるかということが管理できるようになっていまして、テロリストが隠れたりとか、そういうことがないように図っているということでございます。私どもは、この保安検査後に、ぎりぎりまでお買い物や飲食を楽しんでいただきたい、それから、ひたすらNHKを見ているというだけではなくて、快適な時間を過ごしていただきたいというのが目的でございます。ゆっくりお食事ができる、重飲食提供を含む店舗構成を可能としたいということでございます。あるいは、見送りなどの非旅客の入場も可能としたい。これは、エアサイドの店舗を新しく造りましても、旅客の方しか見られないということだと、せっかくコンセッションに御賛同いただいた地域の方に中々良さが分かっていただけないということもありますので、こういったこともお願いできればということでございます。

前後の図を付けてございます。エアサイドの店舗の面積を7倍に広げようという計画を立てております。このページとその次のページに図面を付けてございます。レイアウトとしてはこんな形でございます。

規制緩和要望事項でございますが、エアサイド内の国内線出発ラウンジをCIQエリアの移設と保安検査場の2段階化によって、国内線と国際線双方の旅客が使えるような出発ラウンジにしたいということと、エアサイドの厨房器具や客用食器は、ナイフをお客様に持たせてもいいのかとか、厨房に包丁があってもいいのかという議論が実はございました。この辺をしかるべき管理をすることで可能にしたいということでございます。

それから、先ほど申し上げたように、専用退出動線を設けることで、一般利用者の入場

も容認したいということでございます。

その次のテーマが、「到着エリアへの免税店出店」でございます。弾丸ツアーとか言いますけれども、大変日程の厳しい旅行なども最近が増えてまいりまして、到着のエリアに免税店があれば買い逃しがなく、安心して旅行が楽しめるという効用があるかなと思っております。

具体的には、入国審査の検査場の手前に吹き抜けの空間がございますので、ここに床を張って免税店を造りたいなと考えております。あるいは、この入国審査の手前にあるべきなのか、税関の手前にあるべきなのかという議論もあろうかと思っております、税関の手前ということであれば、また別のレイアウトを考えようと思っております。

もちろんこのduty freeとtax freeということを適用していただければということですが、もう一つ、専用の搬入通路が中々レイアウト上難しいものですから、保税品の搬出入は施錠したワゴンなどを使って搬入するということをお願いしたいということでございます。

先ほど区分所有権のお話を申し上げましたが、この到着エリアの入国審査の区画も役所の所有の床でございますので、この到着免税を可能にするためにも、この区分所有権の問題を何とか解決したいということでございます。

最後に、3ページほど行っていただきまして、東北3県数次ビザに対する緩和でございます。

現状は、中国人の訪日旅客について、宮城県、岩手県、福島県のいずれかに宿泊して、一定要件を満たすと数次ビザの給付を受けることができるようになっております。

ところが、現状は首都圏空港から入国して、東北3県に宿泊する旅程のビザ取得が多くて、首都圏空港に訪日旅客が集中していることと、東北地方自体のインバウンド観光客が伸び悩んでいる。

これは沖縄県でも同じ仕組みがあるのですが、沖縄県はだいぶ伸びておるようですが、東北については伸び悩んでいるということで、他に色々やらなければいけないことはあるのだと思いますが、このビザの緩和についても後押しをと思っております。

これは中国人のビザということで、例えば、EUに行くときの中国人のビザ、あるいは東南アジアに行くときの中国人のビザに比べて、やはり我が国のビザは大変厳しくなっているということございまして、規制緩和の要望事項としましては、東北3県1泊というものほかに、東北地方の空港を利用すれば数次ビザを取得できるとしていただけないかということと、数次ビザを取るのに、保有資産、所得証明の基準額の引下げをお願いしたいということと、現在、3年が上限になっていますが、これをEU並みの5年とお願いできないかということでございます。ここにちょっと記載してありますが、台湾、フィリピン、タイ、ベトナムというのは、私どもはちょっと勉強が足りておりませんが、フィリピンとベトナム以外、台湾とタイについては、相当に緩和されているということでございますので、ここはちょっと取下げをさせていただきまして、まずは、母数から言いますと中国が

圧倒的に多いので、中国のビザ緩和をお願いできればということでございます。

最後に、まとめを付けてございますが、CIQの所有権と体制の問題、エアサイドの店舗の問題、到着免税の問題、二つ飛ばしまして、東北3県数次ビザの緩和というお願いでございました。

説明は、以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

まず、CIQ施設の所有権ということなのですが、これは空港の土地はどこが持っているのですか。

○岩井社長 土地は国有でして、所管としては国土交通省です。私どもは運営権で30年の期間、その土地を自由に利用する権利をいただいているということと、ターミナルビルの大半の部分は区分所有権を所有していますので、区分所有者の同意があれば好きにいじれると言うのでしょうか、そういう構造になっております。

○八田座長 普通のマンションだと、みんなで区分所有してマンションを持っていますね。それで、全体の会議でもって色々なことを決める。

しかし、おたくの空港会社は施設に関しては区分所有権を持っているが、土地に関しては国も持っているということですね。

○岩井社長 はい。

○八田座長 ただし、空港会社は地代を国に対して払っていると。

○岩井社長 地代と言いますか、運営権の対価として一括でお支払いしているということです。

○八田座長 分かりました。

そうすると、もし国が区分所有している土地を空港が持つことになると、その分対価を余計に国に対して払うことになるのですか。

○岩井社長 そちら辺は正当な価格というのがいくらなのかというのは色々な議論があると思いますが、正当な価格をお支払いしている、権原を買わせていただくというのでしょうか。お譲りいただくというのがありがたいかなと思っております。

○八田座長 それでこっちが持つことで有利になることは、広さなどを自由に変えられるということですか。

○岩井社長 はい。例えば、そのCIQの区画以外の部分をいじるときにも、躯体をいじるときにはもちろん区分所有者間の同意が必要になりますので、そういったことが私どもの任意でできるということと、CIQの区画自体をいじる場合には、財産権を持った立場で国と協議をするということと、使用者としての立場で国と協議をするということとは、ちょっと重みが違うと思いますので、そういったことを考えております。

○八田座長 最初のところはよく分かったけれども、2番目のところ、重みが違うというのは。

○岩井社長 例えば、レイアウトを変えることによって、1坪2坪減ってしまったみたい

な、でも、機能上は差し支えないみたいなきに、問題になるかならないかということです。

○八田座長 しかし、国としては、今度はおたくから借りることになるわけですね。減るのは困ると文句は言い続けるのではないのでしょうか。

○岩井社長 ただ、通常、使い勝手が同等であれば、純粹に使用者であるお立場の方が1坪減ったから絶対に譲らないということにはなりにくいのかなということです。

○八田座長 では、今でも本当は困らないのだけれども、なまじ所有権を持っているために、色々弾力的になりにくい事情が国のほうにあると。そこをもうちょっと開放してあげようということですね。

○岩井社長 はい。

○八田座長 分かりました。

それから、東北3県の数次ビザに関する緩和というのはちょっとよく分からなかったのですが、数次ビザというのは、成田空港に行こうが仙台空港に行こうが同じ条件で出られるわけですね。

○岩井社長 全国一律のビザの発給基準があって、その上で、沖縄県と東北に宿泊するときだけ、やや緩いビザの発給要件があるのです。

○八田座長 今、既に。

○岩井社長 今、既に。

それは、ある所得基準があって、東北に1泊しなさいという前提になっておるわけですが、これをもう一押ししていただけないかというお願いです。

○八田座長 それは基本的には、東北を優遇していこうという震災の対策ということなのですね。

○岩井社長 はい。

○八田座長 震災対策をもう一つちょっと格上げしてもらいたいという理由付けですね。

○岩井社長 はい。

○八田座長 分かりました。

それから、分かりが悪くてあれなのですけれども。

○岩井社長 とんでもないです。

○八田座長 簡単に言って、日本から出国の際に、出国の検査、荷物の検査を受けた後でお店を置く、そこに旅客でない人も入れるようにしようというのが一つの提案なのですね。

○岩井社長 一番最初に御提案申し上げたのは、出国というよりは、国内線も含めたセキュリティチェックの先に店舗を張りたいということです。

○八田座長 要するに、セキュリティチェックですから、飛行機に乗るときですね。乗るときその先に店舗を張りたい。

○岩井社長 そうです。ですから、国内線の場合には、入国、出国と関係ありませんので、国内線に乗るときに、保安検査を通った後の空間にお店を配置する。

- 八田座長 国際線では、店は何ぼでもありますね。
- 岩井社長 国際線では、お店が、大空港ではあります。
- 八田座長 成田空港にもありますね。国際線に限って言えば、これはおたくでもできるわけでしょう。
- 岩井社長 はい。現状でも小さいお店はやっているのです。
- 八田座長 それには規制は何もないと。
- 岩井社長 私どもが問題だと思っている規制はありません。
- 八田座長 国内線の場合にも、羽田などはいくらでもありますね。検査を受けてからの店は。
- 岩井社長 はい。大空港の場合はあります。
- 八田座長 これが小空港の場合は何か制約があるのですか。
- 岩井社長 大空港と小空港というより、私どもが御提案申し上げているのは、セキュリティチェックを2段階にしてもよいですかというのが一つです。つまり、国内線のセキュリティチェックを通過して、その先に店舗空間が広がっていて、そこを通過して国際線のセキュリティチェックにもう一回行く。今、国際線と国内線は全然違う動線になっていますので、それをお客様の数を一つの動線にメイン動線として流し込みたいということです。
- 八田座長 ということは、お客は2度検査を受けるのですか。
- 岩井社長 はい。
- 八田座長 1回のほうがいいと思うけれども。それで、国内線と国際線の間にお店を設けると。
- 福田補佐官 厳密に言うと、2回と1回とで選べるということです。
- 1回で入りたい人は1回で入れるし、2回受けてもいいという人と両方選べるようにしたい。
- そうすると、結局、国内線と国際線の人流が1カ所に集まるので、より前面通行量が多くなるので、今までよりも充実した店舗を置けるようになるというメリットがあるので、それをある種楽しみたい方は2回受けていただくことになるし、そんなものは別に興味ないので早く行きたいという人は1回で入れるという選択肢を与えたいということですね。
- 岩井社長 すみません。説明が下手で。
- 八田座長 そうすると、全ての国内線の人はそのお店を利用して、国際線でそこも利用したい人には2回チェックを受けられるようにしましょうということですね。
- それで、国際線専用のお店という、例えば、羽田空港などにあるものは特に造らないと。お店というものは、要するに、国内線と国際線で共通でやると。
- 岩井社長 国際線専用のお店も一部は造ろうと思っております。それは国際線のお客様だけが好むような商品もありますので。
- 八田座長 分かりました。
- 私のほうからの質問はそのくらいです。

○原委員 何の規制なのかがよく分からないというのはあるのですが、それも多分この後に関係省庁がいらっしゃるから、それで回答を持ってこられるのですね。

○岩井社長 そうですね。

○原委員 では、それで聞いたほうが早い。

○福田補佐官 今日議論されるのはビザの話がメインですね。

○藤原次長 これは民間の話もあるのでしょうか。

○福田補佐官 あと法務省か。

○藤原次長 それで議論したらいいのですね。

○原委員 これは何か店舗の規制とか、そういうものではないのですか。

○福田補佐官 そちら側は航空局側の規制なので、先ほどおっしゃいましたけれども、今個別にやっていて、今日は航空局は多分いないので、その話は。

○岩井社長 失礼しました。

○八田座長 でも、先ほどおっしゃったのは、灯火使用のことでと工事作業の時間制限だけが航空局だとおっしゃった。

○岩井社長 2点目も航空局が主体です。失礼しました。

○八田座長 そうですか。

○原委員 3点目は財務省で、財務省は今日はいないからやらないと。

○福田補佐官 3点目も、受けるのは財務省なのですが、航空局側で税制要望を出すという方向で進んでいるので、そういう意味では、その辺は議論の軌道に乗って来てつつ、一つ目の民間委託の話とビザの話というのが、省庁をまたいで、彼らの契約相手が航空局なので、契約相手と協議をすれば済む話ではないところに広がっているのでは、特区にも御相談に来られたという背景です。

○八田座長 分かりました。

では、今日はこのCIQのことで最後のビザのこと。

○福田補佐官 はい。

○八田座長 分かりました。

○原委員 それと、最後のところで1点だけ。これは空港を利用することを加えるというのは、これによってどういう効果があるという説明をされるのでしたか。数次ビザの話です。

○岩井社長 例えば、仙台空港ですとか花巻空港に降り立ったルートであれば、1泊しなくてもビザ緩和にならないかという意味合いです。

○原委員 多分、目的として東北の復興に役立ちますという趣旨なのだと思うのですが、それは別に泊まらなくてもいいという趣旨でこれを追加するのですということですか。

○岩井社長 はい。

○原委員 分かりました。

○岩井社長 なぜかと申し上げれば、空港というのは大変集積のメリットが出やすい施設だと考えていまして、大空港ほど便が多くなるので利便性が高くなって、その分お客様も集まりやすくなるという構造がどうしてもあるものですから、少し5メートルぐらい先からスタートさせていただいて、仙台空港を使ったほうが便利ですよということで、中国人のお客様が増えれば、より路線拡張がやりやすくなるという効果を狙っているということでございます。

○八田座長 うるさく言うと、その趣旨ならば、東北の中で1個だけやったほうがいいですね。

○岩井社長 そうですね。ただ、それもどうかと思いましたので。

○福田補佐官 ただ、象徴的な効果のほうが多分これは大きいですね。現状でも、東北地方に泊まる人は数次ビザは取れているわけですし、さすがに仙台空港から入って東北地方に全く1泊もせずに東京都とか北海道に行くのはそんなにはないですね。

○岩井社長 ですから、日光に行きたいとか、何でもいいから桜を見たいとか、色々なツアーがありますので、一概に象徴的とも言いきれないのです。

○福田補佐官 そういう意味では、要は、今よりも間口が広がるかもしれないと。

○岩井社長 あとは、おっしゃるように、中国の旅行業者、エアラインに対するアナウンスメントの効果はあると思います。

○福田補佐官 そうですね。だから、どうしても現状で、成田空港、羽田空港から東北に行くというルートがあまりにも強く固着してしまっているのを、仙台空港なり東北地方の空港を使うと、他の地域よりもよりビザが緩く入れるということ、ある種中国に対してマーケティングする上では、こういう要件も追加されるというのを使って空港会社としてはセールスできるというところはあるということですね。

○八田座長 逆に言うと、もし、仙台空港でいいなら、その緩和は成田空港や羽田空港にしても良さそうな気がしますね。

○岩井社長 成田空港、羽田空港に緩和してもよいというのは。

○八田座長 要するに、全国で緩和したら良さそうですね。

○福田補佐官 本当はですね。

○八田座長 だから、何か弊害があるに違いないと思うのだけれども。

○岩井社長 それは考え方だと思うのです。つまり、今、私どもは、風評被害もあり、一番インバウンドの観光客が来ていない東北に少しインセンティブをいただきたいという立場で申し上げていますがけれども、もう少し大きく観光振興だということであれば、別の考え方があるかもしれないですけども。

○福田補佐官 だから、全国的にこの水準まで下げるという議論も当然あるということですね。

○八田座長 私が思うには、下げないのには何かコストがあるのだろうと。そのコストをこの際あえて無視して東北では振興しようということだから、それが正当化できるかと

いう話だろうと思うのです。

○原委員 利用するというのは、入国するということですね。

○岩井社長 出国でもいいと思いますけれども。

○原委員 出国は、ずっと東京の観光だけやって、最後に仙台空港から飛ぶのはダメなのですか。

○岩井社長 そういうのも実際のツアーとしてはあると思いますし。

○原委員 でも、東北振興には全然ならない。

○岩井社長 いや、色々なパターンがあるのです。函館空港から入って仙台空港から抜けるというツアーもありますし、それは色々なパターンがあるので、一概に言えないのです。

○原委員 分かりました。

○八田座長 一般的に、規制していることの根拠がないのなら全国一律で緩和したらいいと思うし、あるならば、そのコストというものの勘定をしたほうがいいし、東北振興はまた別途補助金を出すとか何とかしたらどうだろうかという気がちょっとしますけれどもね。それはそれで、こういう方法もあり得るのでしょうかけれどもね。

○福田補佐官 ちなみに、東北だけ緩いというのは、基準額のところが緩いのですか。資産とか、所得の。

○岩井社長 そうです。資産とか所得の基準額が若干緩いです。というか、全国一律のものはうんと高いと言ったほうがいいと思います。本当の富裕層だけです。

私どもの空港に実際に就航している中国のエアラインなどに話を聞くと、新婚旅行などで使えないのですねという声は聞くのです。結構いいお金を使うわけですし、いい思い出になるはずなのですがけれども、やはり所得制限で引っ掛かるというのはあります。

○八田座長 分かりました。